

障害者の権利擁護について



Designed by ひふみよベース株式会社紫原 illustration by Mariko/えりこ

①法の概要

○正式名称

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

○施行日

平成24年10月1日

目的(第1条)

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

①法の概要

障害者に対する虐待の防止(第3条)

何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

障害者とは

障害者基本法
第2条第1号に
規定する障害者。

虐待の種類

- ・身体的虐待
- ・性的虐待
- ・心理的虐待
- ・放棄・放置(ネグレクト)
- ・経済的虐待

虐待者

- ・養護者
- ・障害者福祉施設従事者等
- ・使用者

①法の概要

身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

具体例

- 平手打ちする
- 蹴る
- つねる
- 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
- やけど
- 身体拘束(柱や椅子やベッドに縛り付ける, 医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する, ミトンやつなぎ服を着せる, 部屋に閉じ込める, 施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる, スピーチロック)
- 殴る
- 壁に叩きつける
- 打撲させる

①法の概要

性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

※表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。

具体例

- 性行
- 性的行為を強要する
- キスする
- 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する
- わいせつな映像を見せる
- 行為やトイレ等の場面ののぞいたり映像や画像を撮影する
- 性器への接触
- 裸にする

①法の概要

心理的虐待

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

具体例

- 「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる
- 怒鳴る
- 悪口を言う
- 子ども扱いする
- 人格をおとしめるような扱いをする
- 話しかけているのに意図的に無視する
- ののしる
- 仲間に入れない

①法の概要

放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による身体的・性的・心理的虐待と同様の行為の放置等擁護を著しく怠ること

具体例

- 食事や水分を十分に与えない
- 食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している
- あまり入浴されない
- 汚れた服を着させ続ける
- 排泄の介助をしない
- 髪や爪が伸び放題
- 室内の掃除をしない
- 学校に行かせない
- ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる
- 病気やけがをしても受診させない
- 必要な福祉サービスを受けさせない・制限する
- 同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する

①法の概要

経済的虐待

障害者から不当に財産上の利益を得ること

具体例

- 年金や賃金を渡さない
- 本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

①法の概要

養護者による虐待

- 養護者とは：障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの
- 身近の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当。
- 同居していなくても、現に身近の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合あり。

障害者福祉施設従事者等による虐待

- 障害者福祉施設従事者等とは：障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者

使用者による虐待

- 使用者とは：障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

②虐待が発生したら

通報義務

第7条第1項

養護者による**障害者虐待**(十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。)を**受けたと思われる障害者を発見した者は**、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

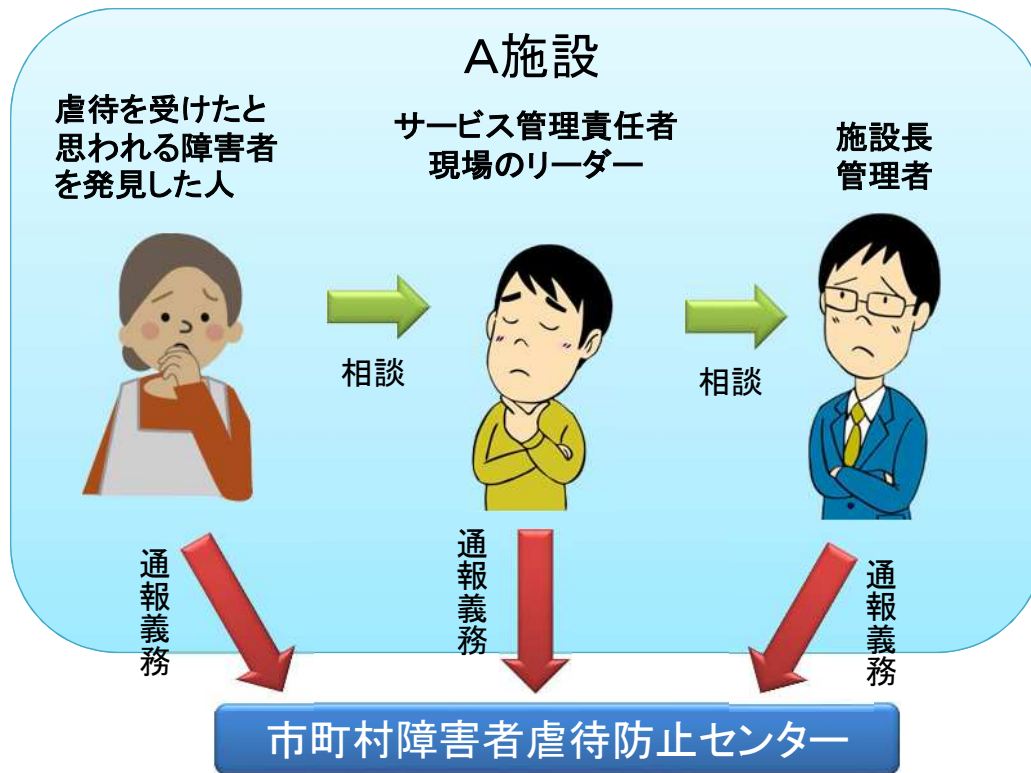
第16条第1項

障害者福祉施設従事者等による**障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は**、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

第22条第1項

使用者による**障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は**、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

施設・事業所で虐待の疑いが起こったら、相談を受けた人も含めて、必ず通報しなくてはなりません。



障害者に対する虐待通報・届出等の状況(R4)について

R4.4.1～R5.3.31

1 類型別内訳

	養護者による障害者虐待(家庭)	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待(職場)	計
通報・届出件数	77	42	27	146
虐待と判断した件数	14	9	0	23

2 虐待種別内訳

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	経済的虐待	計
養護者による障害者虐待	通報・届出件数	49	5	26	2	3	85
	うち虐待と判断したもの	8	2	3	1	1	15
障害者福祉施設従事者による障害者虐待	通報・届出件数	22	4	22	3	2	53
	うち虐待と判断したもの	5	3	4	0	0	12
使用者による障害者虐待	通報・届出件数	6	1	20	0	5	32
	うち虐待と判断したもの	0	0	0	0	0	0

R5.12.20鹿児島県公表

令和4年度 都道府県・市区町村における 障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

【調査結果(全体像)】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待	(参考) 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)
市区町村等への 相談・通報件数	8,650件 (7,337件)	4,104件 (3,208件)	1,230事業所 (1,230事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	2,123件 (1,994件)	956件 (699件)	430件 (392件)
被虐待者数	2,130人 (2,004人)	1,352人 (956人)	656人 (502人)

(注1) 上記は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。カッパ内については、前回調査(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、令和5年9月8日雇月環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。(「市区町村等への相談・通報件数」は「都道府県労働局へ通報・届出のあった事業所数」、市区町村等による虐待判断件数は「都道府県労働局による虐待が認められた事業所数」と読み替え。)

R5.12.20厚生労働省プレスリリースより抜粋

「虐待」と「差別」の違い

★虐待

「保護」「監督」すべき権限や責務のある人による不当な行使、権限の乱用がなされること。

守るべき立場の人が、権限を誤って行使し、守るべき人を傷つけること。

★差別

本来「対等」であるべきなのに、障害を理由に不合理、不適切な取扱いがなされること。

外見上は公平に見えるが、合理的な配慮がないため、実質的な不適切な取扱いとされていること。

◇ 「障害を理由とする差別」

不当な差別的取扱い

「**行政機関等**は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と**不当な差別的取扱い**をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」

「**事業者**は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と**不当な差別的取扱い**をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」

合理的配慮の不提供

「**行政機関等**は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について**必要かつ合理的な配慮**をしなければならない。」

「**事業者**は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について**必要かつ合理的な配慮**をしなければならない。」

同一場面における事例

不当な差別的取扱い？

合理的配慮の提供？

事前の改善措置？

公共施設を利用したいのだが、車椅子を使っているため出入口にある段差を乗り越えることができない。

<不当な差別的取扱い>

→ 正当な理由なく、障害者の利用を拒む。

<合理的配慮の提供>

→ 職員が段差を乗り越える手伝いをする。

→ 段差に携帯スロープをかける。

<環境の整備（事前の改善措置）>

→ 職員に、車椅子の介助についての研修を行う。携帯スロープを購入する。

→ 改修工事により、出入口の段差を解消してバリアフリー化する。

参考資料：『障害者差別解消法【合理的配慮提供事例集】』（平成29年4月内閣府障害者施策担当作成）

障害を理由とする差別を受けたら？

県の相談員、お住まいの市町村、または各種相談窓口にご相談ください。助言や話し合いで問題解決を図ります。



障害者くらし安心相談窓口（平成26年10月1日からスタート）

相談窓口	電話番号 FAX番号	受付時間
県庁障害福祉課 (障害者権利擁護センター)	☎ 099-286-5110 ☎ 099-286-5558	月～金 9:00～16:00
大隅地域振興局地域保健福祉課	☎ 0994-52-2108 ☎ 0994-52-2120	月～金 9:00～16:00
大島支庁地域保健福祉課	☎ 0997-57-7222 ☎ 0997-57-7251	月～金 9:00～16:00

令和5年10月16日(月)から

障害者差別に関する相談窓口の試行事業



「つなぐ窓口」がスタート!

本事業の相談窓口は、障害者差別解消法に関するご相談を適切な相談機関と調整し、取り次ぎします

■ 障害を理由とする差別に関する相談窓口 ■

相談者



1 自治体・各府省庁等の相談窓口

お住まいの地域や事業を営んでいる地域の自治体、各府省庁等に直接、質問・相談が可能です。

※自治体からの相談も各府省庁等と調整し、取り次ぎします

調整・取次※

2 「つなぐ窓口」(本事業)

New!

障害者差別解消法に関する質問に対する回答や相談事案を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口につなげる窓口を試行的に設置します。

1 自治体・各府省庁等の相談窓口

お住まいの地域、事業を営んでいる地域の自治体や各府省庁等が相談窓口を設置しています。

自治体・各府省庁等の相談窓口では、障害を理由とする差別に関する相談や、事案終結に向けた関係機関との調整を行っています。

2 「つなぐ窓口」(本事業)

障害者差別解消法に関する質問に回答すること及び障害を理由とする差別に関する相談を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口につなげるための調整・取次を行うことを目的に、令和5年10月から令和7年3月まで、試行的に設置します。

■ こんな方におススメ! ■

- どの相談窓口相談すれば良いかわからない。
- 過去に相談をした際に、相談先から別の相談先を紹介されることが繰り返されて、結局相談できなかった。
- 平日は学校・仕事で今まで相談ができなかったが、まずは話を聞いてみたい。
- 障害があるので、お店に配慮やお願いしたいことがあるが、どうすれば良いかわからない。
- 障害をお持ちの方への合理的配慮の提供について、何をすれば良いかわからない。等

● 事業に関するお問い合わせ



内閣府政策統括官
(政策調整担当)付
障害者施策担当

住所：〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
中央合同庁舎 8 号館

電話：03-5253-2111

ファックス：03-3581-0902

ホームページ：

<https://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

● 障害を理由とする差別に関する試行相談窓口

● 試行期間：令和5年10月16日～令和7年3月下旬

● 連絡先

電話相談：0120-262-701

10:00-17:00 週7日(祝日・年末年始除く)

メール相談：

info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

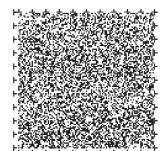
その他のご連絡：

sabetsu-kaisy@nttdata-strategy.com

● 調査受託事業者：株式会社 NTT データ経営研究所

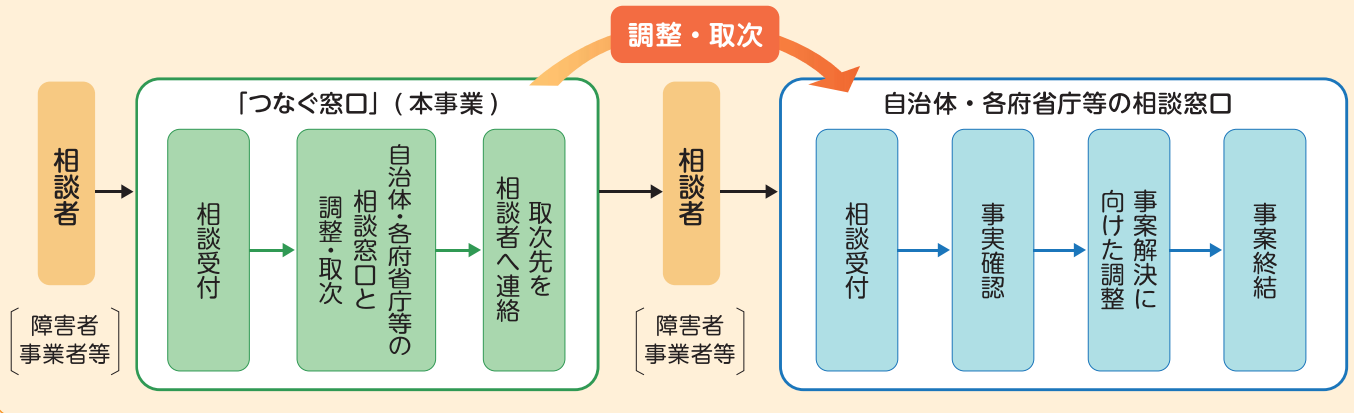
● コールセンター運営事業者：株式会社 AI サポート

お気軽にご相談ください!



■ 「つなぐ窓口」 による相談対応の基本的な流れ ■

「つなぐ窓口」で相談を受け付けた後、「つなぐ窓口」で適切な自治体・各府省庁等の相談窓口と調整を行い、事案の取次を行います。取次が済み次第、相談者へ取次先の相談窓口の情報を連絡します。相談者が、取次を受けた自治体・各府省庁等の相談窓口で連絡を行うと、その後は自治体・各府省庁等の相談窓口が取り次がれた相談内容を踏まえて、事実確認や事案解決に向けた調整を行います。



※本事業の「つなぐ窓口」と自治体・各府省庁等の相談窓口は連携して、障害者に対する差別の解消に向け、公正・中立な立場で、障害者・事業者双方の間に立ち、両者の相互理解や建設的対話を促しながら、事案の解決に努め、共生社会の実現を目指します。

障害者差別解消法について

法の考え方

障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁（バリア）を取り除くことが重要との考え方の下、法は、障害者に対する「**不当な差別的取扱い**」と「**合理的配慮の不提供**」を差別と規定し、**行政機関等及び事業者に対して**、差別の解消に向けた具体的取組を求めています。（詳細な内容は参考情報を参照）

※令和6年4月から事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されます。

障害者差別解消法の対象

障害者

障害者手帳をお持ちの方に限りません。**社会的障壁により多くの制限を受けている全ての方が対象**です。

事業者

商業その他の事業を行う企業や団体、店舗等であり、同じサービスを反復継続しているものを表します。営利/非営利、個人/法人は問いません。※「事業者」に該当するもの（一例）株式会社、社団法人、NPO、医療機関、教育機関、個人のボランティア活動等

分野

教育、医療、福祉、公共交通等、一般的に対象となります。ただし、雇用、就業関係は対象外となります。

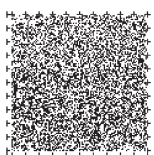
本事業で取り扱う個人情報について

本事業では、障害を理由とする差別に関する相談を適切な機関に取り次ぐために、相談者の氏名や性別、お住いの地域、ご連絡先、障害の種別、差別と思われる事案の概要等を伺います。伺った情報はご本人の同意に基づき記録を行い、ご本人の同意の上で、取次先の自治体や国に提供いたします。また、個人が特定されないよう概略化した上で集計を行い、今後の障害を理由とする差別の解消に向けた施策の立案に活用いたします。個人が特定される情報が外部に公開・共有されることはございません。

個人情報は、調査受託者である NTT データ経営研究所の監督の下、コールセンターを運営する株式会社 AI サポートにて管理を行います。

NTT データ経営研究所：プライバシーポリシー：

(<https://www.nttdata-strategy.com/information/policy/>)



参考情報

リーフレットは以下の QR コードからダウンロード可能です。

障害者差別に関する相談窓口の試行事業「つなぐ窓口」がスタートします！



令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！



障害のある方への合理的配慮の提供を！

令和6年4月1日から、障害者差別解消法の改正に伴い、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます。

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取り組みができるか考えていきましょう。

○「合理的配慮」の具体例

【障害のある人からの申出】

飲食店で車椅子のまま着席したい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】

机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。



【障害のある人からの申出】

難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】

太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

【障害のある人からの申出】

大勢の人がいるところでは、どうしても周囲が気になってしまい落ち着かず、待合室での順番待ちが難しい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】

別室の確保が困難であったため、待合室の中で、比較的周りからの視線が遮られるようなスペースに椅子を移動させ、順番待ちできるように配慮した。



※ 障害者への具体的な配慮については、[県ホームページ](#)を御確認ください。

[鹿児島県 障害者差別解消](#)

[検索](#)



[県ホームページ](#)



[内閣府リーフレット](#)

【問合せ先】

鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課

鹿児島県障害者権利擁護センター

Mail : k-anshin1@pref.kagoshima.lg.jp

電話 099 (286) 2953

電話 099 (286) 5110

月～金 8:30～17:15

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。